諸外国	におし	+スル	的研究	こ 開発は	:人生	1-01	17
部ソト国	1-001	1 (2) (4)	コリルリナ	1, ナナ ナト, ノン	八寸	- ノ	, , C

資料3-4

	品が自己のがの名前例が別の名です。								
国名	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ 未定稿					
公的研究		・連邦教育研究省の下に250以上の研究所(支援機関としての		○連邦政府研究所 ・各省庁の下に600以上の研究所が存在。省庁レベルの組織から省庁内部組織等形態は様々。 ○連邦政府出資研究開発センター(FFRDC) ・39機関存在。政府が出資し、運営は非政府機関(大学、民間非営利団体、民間企業など)が実施。					
公的研究 開発機関 の例	○政府の研究会議 バイオテクノロジー・生物科学研究会議(BBSRC)、工学・自然科学研究会議(EPSRC)、医学研究会議(MRC)、自然環境研究会議(NERC)、科学技術施設会議(STFC)など。 ○エージェンシー ・英国宇宙エージェンシー、環境エージェンシー、食料・環境エージェンシー、防衛科学技術ラボラトリーなど。 ○NDPB ・国立健康研究所・科学技術施設カウンシル、フォレストリサーチ、健康リサーチオーソリティーなど。	○研究協会傘下の研究所 ・マックスプランク学術振興協会(87研究所)(主として基礎研究) ・ヘルムホルツ協会(18研究所) (主として大規模研究装置を運用した大規模な研究) ・フラウンホーファー協会(60研究所)(主として応用研究) ・ライプニッツ学術連合(88研究所) (マックスプランクとフラウンホーファーの中間的位置) ○連邦政府管轄(約50)及び州政府管轄(約200) ・政府の省庁の施策に直結する研究開発を実施。	○研究開発法人(公施設法人)の例 ・国立科学研究センター(CNRS)、国立宇宙研究センター(CNES)、国立保健医学研究所(INSERM)、国立農学研究所(INRA)等	〇連邦政府研究所 ・国立衛生研究所(NIH)、国立航空宇宙局(NASA)、国立科学財団など。 〇連邦政府出資研究開発センター(FFRDC) ・ロスアラモス研究所(原子力兵器等)、オークリッジ国立研究所(原子力の平和利用等)、アメリカ、アメリカ大気研究センターなど。					
法人等の例	エージェンシー 政府外公共機関(NDPB)	マックスプランク学術振興協会	公施設法人	連邦政府出資研究開発センター(FFRDC)					
組織の特性、業務の 属性など	〇省庁が企画立案した政策を 執行するための、個別の行政 ユニット。政府内の組織。 〇定型的で大量の処理業務、 技能的な業務などを、一定の 裁量をもって、効率的に実施。 〇日常の業務運営について は、自律的・自己完結的。	〇政府から独立した非営利の研究機関。それぞれ基礎研究を 行っており、自然科学、生命科学、社会科学、人文科学等など 幅広い大学では対応できない先進的な基礎研究を実施。	〇政府が決定した政策の方向性を前提としつつも、独立した予算 措置を受け、専門性等に基づき業務を執行する法人(EP)。明確な 法的根拠に基づき創設された制度ではない。	OFFRDCは、法律上、既存の省庁内での組織や契約によっては 効率的に達成できない特別な長期の研究開発ニーズに対応する ため設置される法人とされる。公法上の根拠により設置され、ガ パナンス等は私法上の管理を受ける。 O政府との合意文書(契約)に基づき研究開発を実施する。					
法人格	Oなし Oあり	○あり(民事法上の非営利組織)	О あり	Oあり					
国の関与	〇主務大臣が業務に係る主要 な意思決定。 〇日々の業務執行は機関の 裁量に任されるが、主務省庁 の直接的な指揮命令に服す	○業務運営に関する政府の監督、認可等はない。		〇政府機関との契約に基づき、研究所に設置された主務官庁の サイトオフィスが監督・評価を実施。					
意思 決機関 組織 規律	が集中。 〇執行長に対するアドバイス を行うため、運営委員会等を 設ける場合もある。 思決定。理事会メンバーは、公募 手続きを経て、主務大臣が任命。 〇執行長は、業務の執行責任を 有する。また、組織内の予算配分 の権限を有する。	デントの選出、行政委員会、事務総長の選出、機関の設置・廃止、科学メンバーの選出、機関のディレクターの選出、予算の決定等を行う。		〇一般に民間企業と同等のマネジメントボードにより、該当する州法に基づいて管理。同時に連邦政府との契約やこれに関連する連邦政府調達規則も適用され、一般的な連邦政府と民間企業との間の契約に基づく業務遂行のケースと比べれば、より高いレベルでの管理・統制。					
役職員 の身分 ・任期・ 給与	○幹部: 身分は、公務員。 給与は、幹部公務員と同様 の4つのグレード別で支給。 ○職員: 身分は、公務員。 給与は、公務員。 給与は、公務員より若干水 準は高く、柔軟に設定。 ○幹部: 身分は、民間セクターに近い業 績給スキームを導入。 ○職員: 身分は、非公務員。 給与は、公務員より若干水準は 高く、柔軟に設定。民間セクターに 近い業績給スキームを導入。	○組織の長、職員 身分は、非公務員 給与は、公務員の給与に準拠。ディレクターには大学教授+ αの給与の場合もある。	○組織の長: 身分は、公務員(任期は3~5年)。 給与は、予算省及び主務省が水準を決定。 ○職員: 身分は、公務員。 給与は、国家公務員に準拠。	○組織の長、職員: 身分は、非公務員 給与は、経験と実績により変動。研究者の市場価値に基づく。					
幹部の	〇執行長:	〇組織の長:	〇組織の長:	〇組織の長:					
財政	公募手続きを経て、主務大臣が任命。 ○英国の予算は、3~4年の財政支出計画に基づく複数年予算。 交付金により、政府から資金総額を提供。 ○機関は、政府の政策の方向性や優先順位が反映されるよう、主 務省庁との調整を踏まえ、今後3~4年の機関の支出計画を策 定。 ○財務省は、各省庁のトータルの予算の枠を決定。その範囲内で 主務省庁が裁量をもって機関に予算を配分。	金による助成。 マックスプランク研究所の収入の構成(2011) ・自己収入 (5.5 %)、パブリックセクター(連邦政府、16の州政 府)の助成補助金(78.2%)、プロジェクト向け助成補助金	政府が任命。 〇フランスの予算は、3年間の複数年財政計画を定め、この予算見通しを遵守して各年度の予算を決定。 〇「目標とパフォーマンスに関する契約」において、予算額が概ね決定。 〇人件費及び投資的支出の上限あり。	政府からの任命はない。 〇契約を締結した省庁から予算が配分される。 〇研究開発予算は、基本的に複数年度予算。					
予算の繰越し	○制度的には、予算の繰越しが可能。ただし、実際には、特定の 政策領域やエージェンシーにおいてのみ活用。研究開発において は柔軟な仕組みがあったが、最近は制約が厳しい。 ○3~4年の財政支出計画を跨いだ繰越しも、制度的には可能。		〇契約期間中の繰越しは可能。ただし、余剰予算でないかが予算 省によりチェックされ、余剰であれば次年度の予算が削減される可 能性あり。						
目標設定	〇各機関は、3~5年の組織計画を策定し、主務大臣が承認。また、1~3年の事業計画を策定。 〇組織計画及び事業計画ともに、議会によって公式に承認。	出。	○「目標とパフォーマンスに関する契約」において、目標が設定される	価等を実施するため、合意文書を作成する。合意内容の有効期間は5年以内で定める。					
業務 運営 規律		評議会が研究成果の出版状況、世界的な比較における地位などを記したステータスレポートやヒアリングを基に過去2年間の研究成果を評価。 〇また、6年に1回リサーチフィールドごとに、それぞれの機関を	○毎年、「目標とパフォーマンスに関する契約」の目標に関して、機関が報告書を作成。所管省庁が評価を行い、所管大臣が承認。 ○会計検査院は、会計のみならず、目標達成等についての検査も 実施。 ○研究機関については、第三者機関にて、4~5年に一度のスパンで評価。	の包括的なレビューを実施。レビューは、以下の点について行わ					
評価の 反映・ 見直し		〇拡張評価の結果等を踏まえ、予算配分の見直しや組織の改 廃などが行われる。	(※情報なし)	〇レビュー結果に応じて、組織の廃止、予算の見直し等が行われる。					